

件名	愛媛県がん対策推進条例
主管課	財政課
根拠法令等	がん対策基本法
<p>【制定の概要】</p> <p>がん対策に関し、県、市町、がんの予防又はがんに係る医療に携わる者及び県民の責務を明らかにするとともに、がんの予防及び早期発見の推進、がん患者等の負担の軽減等について定めることにより、がん対策基本法第11条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画の実効性確保し、科学的知見に基づく適切ながん医療をすべての県民が受けられるようにするための総合的ながん対策を推進するため、この条例を制定するものである。</p> <p>前文</p> <p>第1条 目的</p> <p>第2条 県の責務</p> <p>第3条 市町の責務</p> <p>第4条 保健医療関係者の責務</p> <p>第5条 県民の責務</p> <p>第6条 がんの予防及び早期発見の推進</p> <p>第7条 がん登録の推進</p> <p>第8条 がん患者等の負担の軽減</p> <p>第9条 緩和ケアの充実</p> <p>第10条 在宅医療の推進</p> <p>第11条 がん医療の水準の向上</p> <p>第12条 愛媛県がん対策推進委員会</p> <p>第13条 施策の見直し</p> <p>第14条 県民総ぐるみによるがん対策の推進</p> <p>附 則</p>	
施行日	平成22年4月1日